

食品安全モニターの依頼状況（報告）

1 食品安全モニターの選定

食品安全モニターの候補者選定に当たっての基本的な手順は以下のとおりとした。

- (1) 食品安全モニターの選定に当たっては、まず、応募理由から、特に、
 食品安全モニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待されるもの
 知識や経験に基づき有益な情報や意見の提供が期待されるもの
 を事務局において抽出し、次に食品安全委員会の各委員がこれらの中から候補者を選定の上決定した。
- (2) さらに、上記の選定によっても 470 名に満たない数については、残りの応募者の中から、明らかに資格要件を満たしていないものや必要な記載事項が著しく欠けているもの等を除き、地域別、性別、年齢別等のバランスを考慮しながら、抽選により最終候補者を決定した。

2 食品安全モニターの選定状況

食品安全モニターに依頼する 470 名の選定を終了し、現在、最終の依頼手続を行っているところである。

なお、依頼手続を行っている 470 名の内訳は、以下のとおりである。（別紙参照）

(1) 男女比率	男 性	1 1 2 名 (2 3 . 8 %)
	女 性	3 5 8 名 (7 6 . 2 %)
(2) 年代比率	2 0 代	4 5 名 (9 . 6 %)
	3 0 代	1 1 0 名 (2 3 . 4 %)
	4 0 代	1 0 3 名 (2 1 . 9 %)
	5 0 代	1 0 0 名 (2 1 . 3 %)
	6 0 代	8 4 名 (1 7 . 9 %)
	7 0 代	2 8 名 (6 . 0 %)

応募総数 2 , 8 2 5 名 (6 . 0 倍)

・応募者の男女比率	男 性	5 9 8 名 (2 1 . 2 %)
	女 性	2 , 0 1 9 名 (7 1 . 5 %)
	未記入	2 0 8 名 (7 . 4 %)

3 今後のスケジュール（予定）

アンケート・課題調査の実施

食品の安全に関する危害情報や食品安全行政に関する意見収集

モニター会議（順次全国 6 カ所程度で実施）

平成15年度食品安全モニター依頼者について

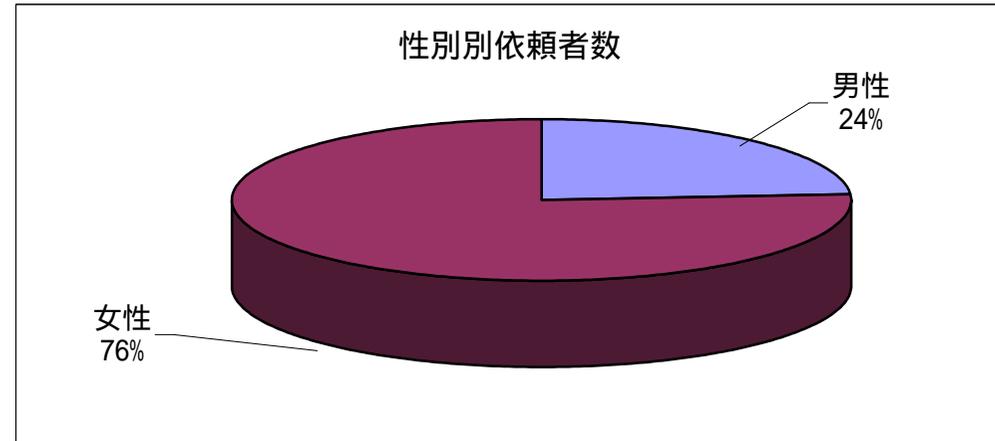
食品安全モニター依頼者の内訳

(1) モニター依頼者の男女割合 男性 24%、女性 76%』

(2) モニター依頼者の年代別割合 20代 :10%、30代 23%、40代 22%、50代 21%、60代 :18%、70代以上 :6%』

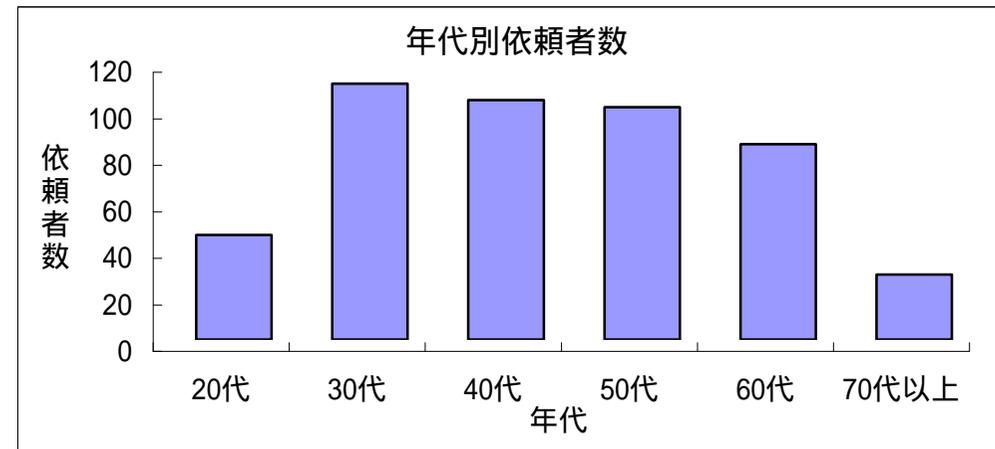
(1) 性別別依頼者数

	性別別依頼者数	性別別依頼者比率
男性	112	23.8%
女性	358	76.2%
計	470	100.0%



(2) 年代別依頼者数

	年代別依頼者数	年代別依頼者割合
20代	45	9.6%
30代	110	23.4%
40代	103	21.9%
50代	100	21.3%
60代	84	17.9%
70代以上	28	6.0%
計	470	100.0%



食品安全モニター制度について

1 目的

食品安全基本法に基づき行われた食品健康影響評価の結果に基づき、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が食品の安全性の確保のため講ずべき施策について勧告した場合等において、広く国民から勧告等に基づき講ぜられる施策の実施状況について報告を受けるとともに、食品安全に関する意見、要望などを聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の推進を図ることを目的とする。

2 食品安全モニターの対象者

食品安全モニター（以下「モニター」という。）に依頼する者については、日本国内に居住している満20歳以上で、食品の安全について関心を持ち、モニター会議に出席可能な公務員でない者のうち、以下のいずれかの条件を満たしている者を対象とする。

大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること

食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること

食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあること

募集人員は470名とする。

モニターは、委員会事務局長が依頼し、その期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

委員会が関係行政機関に勧告した事項等のモニタリング結果の報告

食品の安全に関する危害情報を入手した場合の情報提供

食品安全行政に関する意見や食品の安全に係る調査結果の報告

地域で開催される食品安全モニター会議への出席

4 報告等の処理

モニターから提供された報告は、分類、整理して、関係省庁等に送付し、当該省庁等における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

5 その他

その他、食品安全モニターの実施に関し必要な事項については、委員会事務局長が別に定めるものとする。